えんしん無担保住宅ローン【空き家解体費用】[固定金利期間特約型]

２０２５年１２月１０日現在

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>・えんしん無担保住宅ローン【空き家解体費用】[固定金利期間特約型]、無担保住宅ローンプライム</td></tr>
<tr><td>２．ご利用いただける方</td><td>・年齢が満１８歳以上の方。
・安定継続した収入がある方。
・団体信用生命保険、３大疾病保障特約付団信又は就業不能・３大疾病団信への加入ができる方。
・しんきん保証基金の保証を受けられる方。
・当金庫の会員となれる方。（詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。）
【無担保住宅ローンプライム】
次のいずれかを満たす方は、保証料が割り引きとなる無担保住宅ローンプライムが適用となります。
① 新たにご利用になるローン申込みをインターネットで行った方。
② 申込時点又は融資実行日時点において、当金庫の対象ローンが次の条件を満たす方。
<table>
<tr><th>対象ローン（次のいずれか）</th><th>条　件</th></tr>
<tr><td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当
・貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方
・完済して３年以内の方</td></tr>
<tr><td>基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》</td><td>次のいずれかに該当
・ご契約中の方
・新規ご契約する無担保住宅ローンプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>３．お使いみち</td><td>・空き家解体費用及びそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）
※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から３か月以内のものに限り、支払済資金も対象となります。
・申込人が上記解体費用等を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れしたローン（無担保）の借り換え資金及び借り換えに伴う繰上完済に係る手数料
※支払先が申込人又はその配偶者、親、子（法人・自営業を含む）となる資金又は支払済資金については、お借り入れの対象となりません。
・対象となる空き家の条件は、次のとおりとなります。
① 申込人又はその親族が所有する建物であること。
② 事業専用で使用していた建物ではないこと。</td></tr>
<tr><td>４．ご融資金額</td><td>・５００万円以内
ただし、本件以外にしんきん保証基金の保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000 万円までといたします。</td></tr>
<tr><td>５．ご利用期間</td><td>・３か月以上２０年以内</td></tr>
<tr><td>６．ご融資利率</td><td>・当初のご融資利率は、固定期間３年、５年又は１０年のいずれかをお選びいただけます。
・特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。
なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。
・特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。
・特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「住宅ローン専用金利」を基準金利として決定します。
その後のご融資利率は、４月１日及び１０月１日の年２回基準金利の見直しを行い、基準日が４月１日の場合は６月の約定返済日の翌日から、基準日が１０月１日の場合は１２月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。
・「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。
・３大疾病保障特約付団信又は就業不能・３大疾病団信にご加入される方は、保険料分としてご融資利率に年０．２％上乗せいたします。</td></tr>
</table>

《裏面に続く》

《前頁から続く》

7．ご返済方法	・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の５０％までとします。 ・特約期間中の毎回のご返済額は一定です。なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。 ・特約期間終了後、変動金利型として取り扱われた場合、ご返済額は、「10 月１日の基準日」を５回経過する毎に見直すものとし、その期間内に利率の変更があったとしても、元金分と利息分の割合を調整し、ご返済額の変更はいたしません。また、見直し後のご返済額は、前回ご返済額の 1.25 倍を上限とします。 ・当初のご融資期間が満了しても借入金の一部及び未払利息が残る場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
8．保証人・担保	・しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
9．保証料	・保証料は、利息に含みます。
10．必要書類	①　ご本人確認書類 ・運転免許証 ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、パスポート、各種健康保険の資格確認書若しくは運転経歴証明書のいずれかといたします。 ②　年収確認書類 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。 ただし、お申し込み金額が１００万円以下の場合は、年収確認書類は不要となります。 ・年金をお受け取りの方は、年金決定通知書若しくは前年受取額を証する書類 ※支払調書は年収確認書類の対象となりません。 ・産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 ③　資金使途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等 ・借換資金は、融資残高確認書類及び返済履歴の確認書類 ・支払済の資金は、領収書、通帳等 ④　対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から３か月以内のもの）
11．手数料等	・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1 回あたり）　3,300 円、全額繰上償還　5,500 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が１０万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9 時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13．その他	・お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算等については、当金庫本支店にお問い合わせください。

遠軽信用金庫